

パオレビル ふれあい広場使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、パオレビルふれあい広場（以下「本広場」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(使用の制限)

第2条 本広場の使用は、公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号に掲げるものについては許可しない。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- (5) 青少年保護及び健全育成にとって適切でないもの
- (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 使用者が反社会的勢力に該当するとき、及び使用内容が反社会的内容であると株式会社多摩ニュータウン開発センター（以下「センター」という。）が認めたとき。
- (8) その他、使用が適当でないとセンターが認めたとき。

(広場の使用時間)

第3条 本広場の使用は、日を単位とし、使用時間は午前9時から午後7時までとする。

(広場の使用料)

第4条 本広場の使用料は、1日30,000円（税抜）とする。本広場の使用に合わせて広場前の大型サイネージを使用する場合は、使用料に下表の料金を加算する。なお、使用に当たりサイネージ管理者が常駐しなくてはならない場合は、必要に応じて料金等について使用者とサイネージ管理者の間で協議するものとする。

また、公共性の高いもの及びセンターが特に認めたものについては、減額または無料とすることができます。

電算システムデータ受領日	データ数量	価格(税抜き)
開催日の 15 日以上の場合	3 種類以下	8,000 円
	3 種類以上	10,000 円
開催日の 15 日未満の場合	原則制限なし	15,000 円

※価格には、映像データの統合、サーバへの転送作業を含む。

(使用料の支払い方法)

第5条 使用料は、センターの発行する請求書により、使用日の前日までに指定口座に振り込む。

2 振込手数料は使用者が負担する。

(キャンセルと返金)

第6条 徴収した使用料は原則として返金しない。ただし、センターが使用許可を取り消した場合、又は荒天・災害・事故等使用者の責めによらない不可抗力により使用ができなかった場合は全額を返金する。

2 前項ただし書の返金は、原則として利用者の指定する銀行口座へ振込をする。この場合、前納金額から振込手数料を差し引いて返金するものとする。

ただし、利用者から使用日を別日に振り替えたい旨の申出があったときは、センターは返金せずに別日に充当することができる。

(申請方法)

第7条 本広場使用の申請は別紙「パオレビルふれあい広場使用申請書」をセンターに、原則として使用日の1週間前までに提出することにより行う。

(備品の貸し出し)

第8条 本広場の使用に当たり、使用者はセンターから以下の備品の貸出しを受けることができる。

備品名	料金（税抜）
ポータブルアンプ	3,000円／日
イベント用テント（3.55m×2.67m）	無料
テーブル	無料
ロープパーテーション	無料

（転貸・譲渡の禁止）

第9条 使用者は、本広場の使用について第三者に転貸又は譲渡してはならない。

（使用に関する届出等）

第10条 本広場の使用に際して行政等に対する申請、申告及び届出が必要な場合は、全て使用者が行うものとする。

（原状復帰）

第11条 使用者は、本広場使用終了までに施設等を原状に復帰しなければならない。また、使用時に出たゴミ等については自らの責任において持ち帰らなければならない。

（損害賠償）

第12条 センターは、本広場使用中の盜難及び事故等の責任は一切負わない。

2 本広場の使用に当たり、建物、設備、備品（センターから貸し出したものを含む。）、器具等を汚損、損傷、滅失した場合は、何人の所為であることを問わず、使用者が賠償の責めを負うものとする。

附則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附則

令和5年12月5日 一部改正

附則

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

附則

令和 7 年 9 月 1 日 一部改正